

文教厚生委員長報告

令和6年7月2日

今期定例会において、文教厚生委員会に付託を受けました議案6件並びに請願1件及び陳情1件について、その審査の経過と結果をご報告申し上げます。

まず、議案第66号「奨学資金基金条例の一部改正」についてであります。

本案は、基金の額が変更となることに伴い、所要の整備を行おうとするものであります。

本案につきましては、種々質疑の後、ある委員より「本案は、西都市奨学金資金貸付の内、時効が成立した11件、2,463,950円について債権放棄を行ったことにより基金の額を変更するものであり賛成したい。今後は、奨学資金貸付制度の推進を図ると同時に、債権放棄につながらない対策を要望しておきたい。」との賛成討論があり、採決の結果、全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

また、ある委員より意見・要望として「条例の一部改正に至った原因は、奨学金債権の未回収分が債権放棄によって生じた基金減少である。奨学金の公平性を守るためにも奨学金返還に関しては、小まめに本人や連帯保証人への連絡を行って、こういった事例の無いように取り組んでいただきたい。また同時に、経済的理由により向学心が損なわれないようにする取り組みを西都市の奨学金等支給要綱も見直し、趣旨に沿った取り組みができるようお願いしたい。」と出されました。

次に、議案第67号「令和6年度西都市一般会計予算補正(第2号)」について、本委員会に付託された部分についてであります。

歳出につきましては主なものでは、衛生費に新型コロナワクチン定期接種委託料など5,805万円などの予算計上がなされております。

本案につきましては、種々質疑の後、別段異議なく、採決の結果、全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

ある委員からは意見・要望として「令和6年度より定期接種となった新型コロナワクチン接種における自己負担額は1回につき2,000円との考えが示されているが、十分な予算措置をしていただき、自己負担の軽減対策を要望しておきたい。」と出されました。

また、ある委員からは意見・要望として「西都市内の公民館では、まだ備品整備が不十分であり、施設の老朽化も多々見られる。公民館を利用する市民が満足されるように、公民館活動に関するコミュニティ助成事業のさらなる周知、また、申請金額の見直し等を図っていただきたい。」と出されました。

次に、議案第68号「令和6年度西都市国民健康保険事業特別会計予算補正(第1号)」についてであります。

歳出につきましては、総務費・一般管理費として435万7千円の増額補正がされております。

本案につきましては、種々質疑の後、ある委員より「本案は、令和6年度一般被保険者国民健康保険税について1億円を減額補正し、その財源として、基金から1億7

万2千円の繰り入れが図られた結果、令和6年度の医療給付費分、後期支援分、介護分合計の平均国保税は、一人当たり12万74円、一世帯当たり18万6,420円であり、前年度に比較し一人当たり2,446円、一世帯当たり1,443円の増額となっている。

基金約1億円を繰り入れることで、保険税算定に係る所得割、均等割、平等割を据え置き、保険税増額に対する抑制策が図られていることは評価するものであるが、前年度より高い国保税となっている本案には、市民の暮らしと健康、命を守る立場から賛成できない。

令和5年度決算では、約1億2,000万円の繰り越しが見込まれているとのことであるが、これが基金に積み立てられれば、基金は補正前よりさらに増額することになる。これでは基金繰り入れによる本当の税負担抑制策とは言えない。基金や繰越金から思い切った繰り入れを図ることで、税率の引き下げ改正を行い、本当の税負担軽減策を強く求めておきたい」との反対討論がなされましたが、採決の結果、賛成多数をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

この件に関し、ある委員からは意見・要望として「令和6年12月2日に、現行の健康保険証を廃止し、マイナンバーカードと一体化したマイナ保険証へ移行することが決定しているが、本市のマイナンバーカードの取得者率は71.51%であり、マイナ保険証での受診率は17.09%とのことである。一年間の猶予期間があるが、市民のみなさん、とりわけ高齢者のみなさんから強い不安の声が寄せられていることから、現行の保険証も使えるシステムへの対応を強く要望したい。」と出されました。

次に、議案第70号「令和6年度西都市介護保険事業特別会計予算補正（第1号）」についてであります。

これは歳入における保険料、繰入金を増額補正しようとするものであります。

本案につきましては、種々質疑の後、ある委員より「本案は、第9期西都市介護保険事業計画策定に係る介護保険料の増額補正であるが、負担軽減対策を求めてきた立場から賛成できない。保有している基金等を活用し、負担軽減を図り、誰もが安心できる介護保険制度を強く要望しておきたい。」との反対討論がなされましたが、採決の結果、賛成多数をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第71号「令和6年度西都市後期高齢者医療特別会計予算補正（第2号）」についてであります。

本案は、歳入における保険料、繰入金を予算補正しようとするものであります。

本案につきましては、種々質疑の後、別段異議なく、採決の結果、全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第76号「宮崎県後期高齢者医療広域連合規約の変更に関する協議」についてであります。

本案は、高齢者の医療の確保に関する法律の一部改正に伴い、宮崎県後期高齢者医療広域連合規約を変更する必要性が生じたため、地方自治法第291条の3第1項の規定により関係地方公共団体と協議することについて、議会の議決を求めるものであります。

本案につきましては、種々質疑の後、別段異議なく、

採決の結果、全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、請願第1号「西都市内小中学校生徒へのフッ化物洗口事業の推進」に関する請願であります。

本請願は、小中学校で児童・生徒の生活環境にあわせた虫歯予防対策を行うことで、児童・生徒の今と将来の健康を支える一つでありますフッ化物洗口事業に対する小中学校での取り組みを要望するものであります。

本請願につきましては、種々質疑の後、ある委員より『本請願は、一般社団法人西都児湯歯科医師会会長より提出されたものである。その理由は、西都市内小中学校児童・生徒の虫歯罹患率の上昇、そして、罹患している小中学生の虫歯治療の受診率低下を心配され、市内小中学校児童・生徒へのフッ化物洗口事業推進を求めるものである。本請願審査にあたっては、健康管理課・教育政策課から参考意見を伺ったところであるが、健康管理課からは「フッ化物洗口は、虫歯予防に有効であるとの認識のもと、市内にある保育所や幼稚園に在籍する年中・年長児を対象に平成14年度から事業として実施していること、小中学校での実施となれば、教職員の業務負担の増加や保護者への対応など、学校と教育委員会との調整が必要だと思われるので、必要に応じて協力していきたいと考えている。」と意見が、また、教育政策課からは「請願の願意は理解できるので、協力が得られるのであれば実施したい。」とのことであった。

フッ化物洗口事業は、県内でも多くの自治体で実施されている。

歯の健康を守ることは、子どもの健康を守り「8020運動（80歳になっても20本以上の自分の歯を保つ）」にもつながるものである。

教育委員会としても「子どものため」を基本に考えていただき、本市でも積極的な取り組みを願うものである。よって、本請願は、願意妥当と認め採択を求めたい』

また、ある委員より「この請願は、健康管理課・教育委員会において所管された特異な案件である。委員会審査の過程において、フッ化物洗口事業について両課に状況を伺い、また、紹介議員に当事業の説明を受けた。

そういった過程を踏まえ、考慮した結果、この請願の願意は妥当であると考えられるものである。

西都市においては、未就学児においては実施しているフッ化物洗口事業であるが、小中学校では実施できていない。

その結果として虫歯罹患率が、フッ化物洗口を実施している他市町村と比べ高いというエビデンス（根拠）がでている。

自治体としては、住民の健康を守ることは自治体施策の大事な案件であると考え、未来ある子どもたちの健康を守るためにも、この事業を実施してほしいと考える。」との賛成討論があり、採決の結果「願意妥当」と認め、全会一致をもって採択すべきものと決しました。

次に、陳情第2号「北陵地区集会所上水道敷設工事」に関する要望書であります。

本陳情は主に、北陵集会所の水は現在、山中より谷水を引いて使用しており、断水するたびに行う送水作業が困難であり、また、高齢者世帯も多いことから急斜面での送水作業には危険が伴い困難をきたしていることや集会所の水は保健所の水質検査で「飲用不可」との判断がされていること。また、集会所は災害時の避難場所であるとともに、平時は市内外から育成会やスポーツクラブなども利用していることなどを理由に要望され

たものであります。

本陳情につきましては、委員会での現地調査を経て、種々質疑の後、ある委員より「本陳情は、北陵地区集会所に上水道の敷設を求めるものである。願意を確認するために、現地調査と陳情代表者に陳情提出に至る思いを伺ったところであるが、なぜ、地区集会所に水道敷設工事を陳情されたのか、よく理解できたところである。その一つは、水源地が公民館から約400メートルも離れていること、高齢化の中で管理が大変であること、また、水源地となっている民有林の伐採計画があることなどである。また、工事に当たっては、地域でできることは地域で行う考えであることも伺ったところである。よって本陳情は、願意妥当として採択を求めるものである。本陳情については、当局の意見として、現状では対応できる支援策がないとのことであったが、同公民館は、地区の集会所のみならず、災害時の避難所や夏場には川遊びに来られるみなさんにも開放されていることや水源涵養林としての役割を果たしてきた民有林伐採によって水源が確保できなくなる恐れがあることなどを考慮し、支援策の要綱について見直しを行うなど、地域のみなさんの願いを実現されることを強く要望したい。」

また、ある委員より、

「この陳情書は北陵地区集会所に上水道を敷設してほしいというものである。

所管する課において説明を受けた後、委員会は現地に赴き、陳情者に説明を受けた。その結果、単に一地区集会所において上水道を市がつけてほしいというものではなく、色々な要因が重なり合って生じ、また一つの地域だけのものではないと感じた。①地区の高齢化に伴い起こった管理に関するものであるということ②現状集会所の管理は地区住民において努力されていること③原因となるものが、水源地の大規模伐採において生じ

る可能性のものであること④その原因を取り除くには、地区住民では不可能であると判断せざるを得ないこと⑤集会所が地区住民以外の市内外を問わずスポーツ少年団や青少年が自然に触れながらレクリエーションができる教育的価値があるものと考えること⑥西都市の観光においても小規模ではあるがキャンプ場として利用価値があり、市内外に西都の自然を満喫できる魅力を感じることに⑦それによって西都市北部に誘客を促し、穂北地区において起業したり、商いをしている住民において呼び水になると考えること。以上の理由においてこの陳情は、一地区の集会所というカテゴリーを外し、林業・商業・観光・教育という複合的な観点で考えるべきだと思ふものである。願意は妥当であり、また、願意以上の価値を持つものと考え。市当局として前向きに考慮してほしいと願うものである。」との賛成討論があり、採決の結果「願意妥当」と認め、全会一致をもって採択すべきものと決しました。

本陳情に対しましては、市当局としても一体的かつ横断的にあらゆる制度や方策を駆使するなど熟慮を重ね対処されるよう本委員会の総意として切望します。

以上で報告を終わります。

よろしくご審議いただきますようお願い申し上げます。